

保険医療機関及び保険医療養担当規則等に基づく揭示事項

2026 年 7 月 1 日

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和 32 年厚生省令第 15 号）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）等に基づく揭示事項は下記のとおりです。

なお、記載されている金額は、消費税法により非課税とされるものを除き、全て税込金額です。

1 保険医療機関

当院は、健康保険法の規定に基づき指定を受けた保険医療機関です

2 食事療養

- ① 管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前 7 時 30 分、昼食：正午、夕食：午後 6 時 30 分）、適温で提供しています。
- ② 各病棟に食堂を設置しており、可能な方については、食堂で食事を提供するように努めています。
- ③ 入院中の食事にかかる費用は、1 食につき定額の標準負担額（550 円）をお支払いいただきます。なお、減額認定を受けている方は、減額認定証を提示してください。

3 保険外併用療養

(1) 室料差額（差額ベッド料）

患者さんの希望により特別室、個室及び 2 人室をご利用の際は、室料差額（差額ベッド料）を負担していただきます。（料金等は別掲のとおりです。）なお、3 人室以上の利用の方は、特別の負担はありません。

(2) 非紹介患者加算料（紹介状なし受診に係る選定療養費）

他の保険医療機関からの紹介状を持参せずに当院に直接来院された方には、初診料に加えて 7,700 円を負担していただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情の場合（救急車で搬送された場合や国の公費負担医療制度の受給対象者など）は除きます。

当院から他の病院や診療所を紹介したにもかかわらず当院を受診された方には、再診料に加えて 3,300 円を負担していただきます。ただし、紹介状を持参された場合や緊急その他やむを得ない事情の場合は除きます。

(3) 180 日超入院

一般病棟に 180 日を超えて入院された場合、入院料の一部が自己負担になります。ただし、厚生労働大臣が定める状態にある方は除きます。

急性期病院 A 一般入院料を算定する病棟の場合の 180 日超入院に係る自己負担額は、1 人 1 日あたり 3,180 円です。

4 入院基本料に関する事項

- ① 一般病棟においては、看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は平均 7 人以内です。
- ② 一般病棟においては、患者 75 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

- ③ 精神病棟においては、看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は平均 10 人以内です。

5 DPC 病院

当院は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の別表第 3 に掲げられている病院（DPC 標準病院群）です。

DPC とは、患者さんの病気や病状をもとに、治療などの内容に応じて、全国で統一された一日あたりの包括点数を基本に医療費を計算する方法です。

6 地方厚生(支)局長への届出事項

厚生労働大臣が定める施設基準及び入院時食事療養費基準を満たすものとして東海北陸厚生局長へ届け出た事項は下記のとおりです。

1	情報通信機器を用いた診療に係る基準
2	電子的診療情報連携体制整備加算
3	初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
4	歯科外来診療医療安全対策加算 1
5	歯科外来診療感染対策加算 1
6	急性期病院 A 一般入院料
7	急性期病院 A 精神病棟入院料
8	急性期総合体制加算 4
9	救急医療管理加算
10	超急性期脳卒中加算
11	診療録管理体制加算 3
12	医師事務作業補助体制加算 1
13	急性期看護補助体制加算
14	看護職員夜間配置加算
15	療養環境加算
16	重症者等療養環境特別加算
17	無菌治療室管理加算 1
18	無菌治療室管理加算 2
19	緩和ケア診療加算
20	精神病棟入院時医学管理加算
21	精神科身体合併症管理加算
22	精神科リエゾンチーム加算
23	摂食障害入院医療管理加算
24	栄養サポートチーム加算
25	医療安全対策加算 1
26	感染対策向上加算 1
27	患者サポート体制充実加算
28	重症患者初期支援充実加算
29	報告書管理体制加算
30	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
31	ハイリスク妊娠管理加算

32	ハイリスク分娩管理加算
33	地域連携分娩管理加算
34	精神科救急搬送患者地域連携受入加算
35	呼吸ケアチーム加算
36	後発医薬品使用体制加算 1
37	病棟薬剤業務実施加算 1
38	病棟薬剤業務実施加算 2
39	データ提出加算
40	入退院支援加算 1
41	認知症ケア加算
42	せん妄ハイリスク患者ケア加算
43	精神疾患診療体制加算
44	精神科急性期医師配置加算
45	排尿自立支援加算
46	地域医療体制確保加算 1
47	特定集中治療室管理料 2
48	小児入院医療管理料 4
49	緩和ケア病棟入院料 1
50	短期滞在手術等基本料 1
51	入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
52	心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
53	糖尿病合併症管理料
54	がん性疼痛緩和指導管理料
55	がん患者指導管理料イ
56	がん患者指導管理料ロ
57	がん患者指導管理料ハ
58	外来緩和ケア管理料
59	糖尿病透析予防指導管理料
60	乳腺炎重症化予防ケア・指導料
61	婦人科特定疾患治療管理料
62	腎代替療法指導管理料
63	一般不妊治療管理料
64	二次性骨折予防継続管理料 1
65	二次性骨折予防継続管理料 3
66	下肢創傷処置管理料
67	慢性腎臓病透析予防指導管理料
68	夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
69	外来放射線照射診療料
70	外来腫瘍化学療法診療料 1
71	連携充実加算
72	外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
73	ニコチン依存症管理料
74	開放型病院共同指導料

75	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
76	がん治療連携計画策定料
77	外来排尿自立指導料
78	ハイリスク妊産婦連携指導料 1
79	ハイリスク妊産婦連携指導料 2
80	肝炎インターフェロン治療計画料
81	こころの連携指導料（Ⅱ）
82	薬剤管理指導料
83	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
84	医療機器安全管理料 1
85	医療機器安全管理料 2
86	精神科退院時共同指導料 1 及び 2
87	歯科治療時医療管理料
88	救急患者連携搬送料
89	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
90	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
91	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
92	遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
93	B R C A 1 / 2 遺伝子検査
94	先天性代謝異常症検査
95	H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
96	検体検査管理加算（Ⅳ）
97	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
98	胎児心エコー法
99	ヘッドアップティルト試験
100	神経学的検査
101	ロービジョン検査判断料
102	コンタクトレンズ検査料 1
103	小児食物アレルギー負荷検査
104	内服・点滴誘発試験
105	C T 透視下気管支鏡検査加算
106	画像診断管理加算 2
107	C T 撮影及び M R I 撮影
108	冠動脈 C T 撮影加算
109	心臓 M R I 撮影加算
110	乳房 M R I 撮影加算
111	小児鎮静下 M R I 撮影加算
112	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
113	外来化学療法加算 1
114	無菌製剤処理料
115	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
116	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

117	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
118	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
119	がん患者リハビリテーション料
120	歯科口腔リハビリテーション料2
121	通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算
122	通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算
123	精神科作業療法
124	精神科ショート・ケア「大規模なもの」
125	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
126	抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
127	医療保護入院等診療料
128	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
129	エタノールの局所注入（甲状腺）
130	エタノールの局所注入（副甲状腺）
131	人工腎臓
132	導入期加算2及び腎代替療法実績加算
133	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
134	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
135	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
136	ストーマ合併症加算
137	磁気による膀胱等刺激法
138	心不全に対する遠赤外線温熱療法
139	手術用顕微鏡加算
140	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
141	組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
142	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
143	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
144	緊急穿頭血腫除去術
145	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
146	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
147	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
148	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
149	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
150	気管支バルブ留置術
151	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等
152	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
153	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
154	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
155	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）

156	内視鏡的逆流防止粘膜切除術
157	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
158	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
159	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
160	体外衝撃波胆石破碎術
161	腹腔鏡下肝切除術
162	腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
163	腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
164	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
165	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
166	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
167	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
168	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
169	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
170	尿道狭窄グラフト再建術
171	人工尿道括約筋植込・置換術
172	精巣温存手術
173	腹腔鏡下仙骨腔固定術
174	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
175	周術期栄養管理実施加算
176	輸血管理料Ⅰ
177	輸血適正使用加算
178	貯血式自己血輸血管理体制加算
179	自己生体組織接着剤作成術
180	自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
181	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
182	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
183	歯周組織再生誘導手術
184	広範囲顎骨支持型装置埋入手術
185	歯根端切除手術の注3
186	麻酔管理料（Ⅰ）
187	周術期薬剤管理加算
188	放射線治療専任加算
189	外来放射線治療加算
190	高エネルギー放射線治療
191	一回線量増加加算
192	画像誘導放射線治療（IGRT）
193	定位放射線治療
194	病理診断管理加算Ⅰ

195	悪性腫瘍病理組織標本加算
196	口腔病理診断管理加算 1
197	クラウン・ブリッジ維持管理料
198	看護職員処遇改善評価料 6 0
199	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
200	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
201	入院ベースアップ評価料 1 1 9
202	酸素の購入単価
203	歯科技工所ベースアップ支援料
204	心不全再入院予防継続管理料
205	腎代替療法診療体制充実加算
206	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
207	救急搬送医学管理料 2
208	夜間休日救急医学管理料 2
209	救急外来緊急検査対応加算
210	院内トリアージ実施体制加算
211	精神科慢性身体合併症管理加算
212	通院・在宅精神療法 注 9 心理支援加算
213	微生物学的検査体制加算
214	地域支援・医薬品供給対応体制加算
215	がん患者指導管理料
216	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
217	腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

7 明細書の発行状況

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる「診療明細書」を無料でお渡ししています。この「診療明細書」には、使用した薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

8 保険外負担

当院では、以下の項目について、使用量や利用回数などに応じて実費の負担をお願いしています。また、産科自由診療料金、歯科自由診療料金、文書料（診断書及び証明書）、健康診断・人間ドック及び各種予防接種の料金は別掲のとおりです。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っていません。

- ① お産セット 7,790 円
- ② おむつ使用料 62 円／枚（妊産婦は 56 円）

※ 上記②については、規定により、会計時に 10 円未満の端数は四捨五入します。

以上